

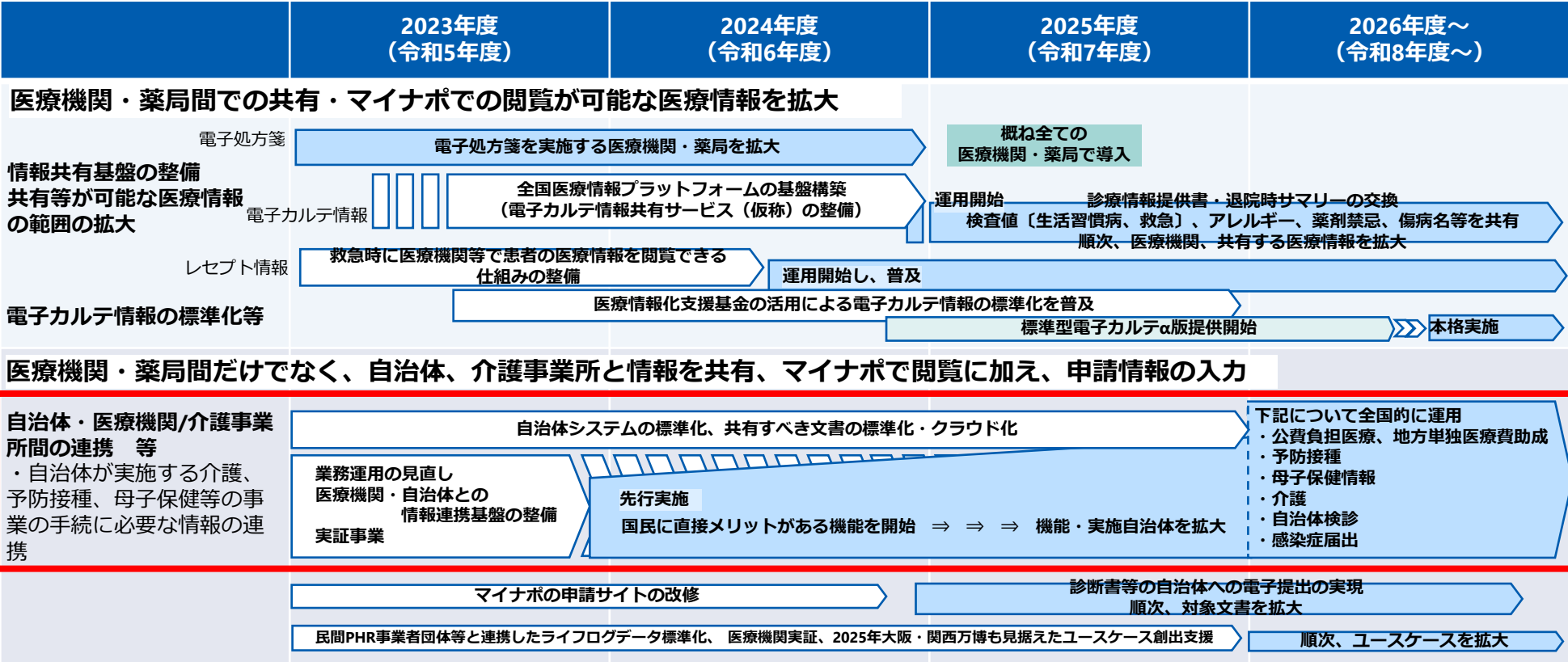
医療費助成のオンライン資格確認の積極的な導入について

大臣官房 情報化担当参事官室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）（抄）

全国医療情報プラットフォームの構築



※医療DX推進本部：総理を本部長、官房長官・厚労大臣・デジタル大臣を本部長代理、総務大臣・経産大臣を本部員として内閣に設置された本部。

マイナ保険証1枚で公費負担医療・地方単独医療費助成（こども医療費助成など）のオンライン資格確認も行えるようになり、公費負担医療・地方単独医療費助成に係る紙の受給者証の持参や医療機関等への提示が不要になることで、患者（住民）、自治体、医療機関・薬局に以下のメリットの発生が想定。



患者 (住民)

- ✓ 紙の受給者証を持参する手間が軽減するとともに、紙の受給者証の紛失リスクがなくなり、持参忘れによる再来院も防止される。
 - ✓ マイナ保険証の利便性の向上によって、マイナ保険証の利用が促進されることにより、患者本人の薬剤や診療のデータに基づくより良い医療の提供が図られる。
- ※ 年齢階級別マイナ保険証利用率（令和6年10月）を見ると、マイナ保険証に加えて子ども医療費の受給者証を提示することが一般的である子ども（0歳～19歳）は7%台～8%台となっており、20歳以上の13%台～21%台に比べて利用率が低い。このため、マイナ保険証と公費負担医療・地方単独医療費助成の受給者証の一体化によって、マイナ保険証の利用が促進されると想定される。



自治体等

- ✓ 正確な資格情報に基づき医療機関・薬局から請求が行われることになるため（資格過誤請求が減少）、医療費の支払に係る事務負担を軽減できる。
- ✓ 医療機関・薬局で正確な資格確認が行えるようになるので、資格確認に関する自治体への照会が減る。また、患者の受給者証忘れによって自治体が償還払いを行うことが防げる。これらによって、自治体の事務負担を軽減できる。
- ✓ マイナ保険証での対応を希望する受給者に対して受給者証を発行しないこととした場合、受給者証を定期的に印刷・発行するための事務負担やコストが削減できる。
- ✓ 自治体区域外で受診等した場合でも医療機関・薬局で正確な資格情報の確認が行えるようになるため、地方単独医療費助成の制度情報をまとめた「地単公費マスタ」の整備・活用をあわせて実施することで、自治体区域外で受診等した場合の現物給付化を推進でき、自治体の償還事務の負担を軽減できる。
- ✓ 住民の利便性向上に資するとともに、マイナ保険証の利用促進を通じて、住民に対して薬剤や診療のデータに基づくより良い医療の提供が図られる。



医療機関 薬局

- ✓ 医療保険の資格情報及び受給者証情報の手動入力の負荷をセットで削減できるとともに、医療費助成の資格を有しているかどうかの確認に係る事務負担を軽減できる。
- ✓ 正確な資格情報に基づき請求を行えるようになるため（資格過誤請求が減少）、医療費の請求に係る事務負担を軽減できる。
- ✓ マイナ保険証の利用促進を通じて、患者本人の薬剤や診療のデータを把握して医療を提供することができる。

先行実施事業（令和5・6年度）の実施状況

◎都道府県の実施状況（22都道府県が参加）

種類	公費負担医療				地方単独医療費助成
	難病	小児慢性	結核患者の医療	精神通院 （自立支援医療）	その他※
実施都道府県数	19	18	4	13	2

※こども医療費助成、障害者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成以外の地方単独医療費助成

参加都道府県	青森県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、富山県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、香川県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県
--------	---

◎市町村の実施状況（161市町村が参加）

種類	公費負担医療							地方単独医療費助成			
	難病	小児慢性	結核患者の医療	未熟児 養育医療	自立支援医療			こども	障がい	ひとり親	その他
					精神通院	更生医療	育成医療				
実施市町村数	1	9	3	15	1	33	33	149	131	141	48

参加市町村	①北海道：帯広市、上士幌町、芽室町、幕別町、池田町、浦幌町 / ②青森県：三沢市、つがる市、深浦町 / ③岩手県：一関市、九戸村 / ④宮城県：仙台市、大崎市 ⑤秋田県：由利本荘市、湯沢市 / ⑥山形県：米沢市、酒田市 / ⑦茨城県：笠間市、鹿嶋市、桜川市 / ⑧栃木県：栃木市、那須塩原市 ⑨群馬県：下仁田町、甘楽町 / ⑩埼玉県：川口市、戸田市、新座市、松伏町 / ⑪千葉県：銚子市、木更津市、松戸市、我孫子市、芝山町 ⑫東京都：調布市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町 / ⑬神奈川県：横浜市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市 / ⑭新潟県：加茂市、南魚沼市 / ⑮石川県：加賀市 ⑯山梨県：甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、韮崎市、笛吹市、甲州市、忍野村 ⑰長野県：須坂市、塩尻市、佐久市、南牧村、南木曽町、大桑村、築北村、池田町、坂城町 / ⑱岐阜県：海津市、養老町 / ⑲静岡県：浜松市、御殿場市、南伊豆町 ⑳愛知県：名古屋市長区、一宮市、津島市、豊田市、小牧市、愛西市、清須市、弥富市、あま市、長久手市、飛島村、設楽町、東栄町、豊根村 ㉑三重県：津市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、名張市、亀山市、伊賀市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町 ㉒滋賀県：彦根市、近江八幡市、守山市、甲賀市、野洲市、米原市 / ㉓京都府：舞鶴市、宇治市、宮津市、亀岡市、八幡市、木津川市、精華町 ㉔大阪府：岸和田市、豊中市、枚方市、松原市、柏原市、羽曳野市、摂津市、東大阪市、泉南市、四條畷市 ㉕兵庫県：尼崎市、西宮市、伊丹市、西脇市、宝塚市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、神河町 / ㉖奈良県：川西町、田原本町、広陵町 ㉗和歌山県：和歌山市 / ㉘島根県：松江市、出雲市 / ㉙岡山県：岡山市、倉敷市、玉野市、瀬戸内市、赤磐市、吉備中央町 / ㉚広島県：福山市、神石高原町 ㉛徳島県：阿南市、上板町、つるぎ町 / ㉜香川県：東かがわ市、宇多津町 / ㉝愛媛県：松山市、鬼北町 / ㉞福岡県：柳川市 / ㉟佐賀県：佐賀市 ㊱長崎県：大村市、平戸市 / ㊲熊本県：熊本市 / ㊳大分県：別府市 / ㊴宮崎県：都城市 / ㊵沖縄県：那覇市、金武町、渡嘉敷村
-------	---

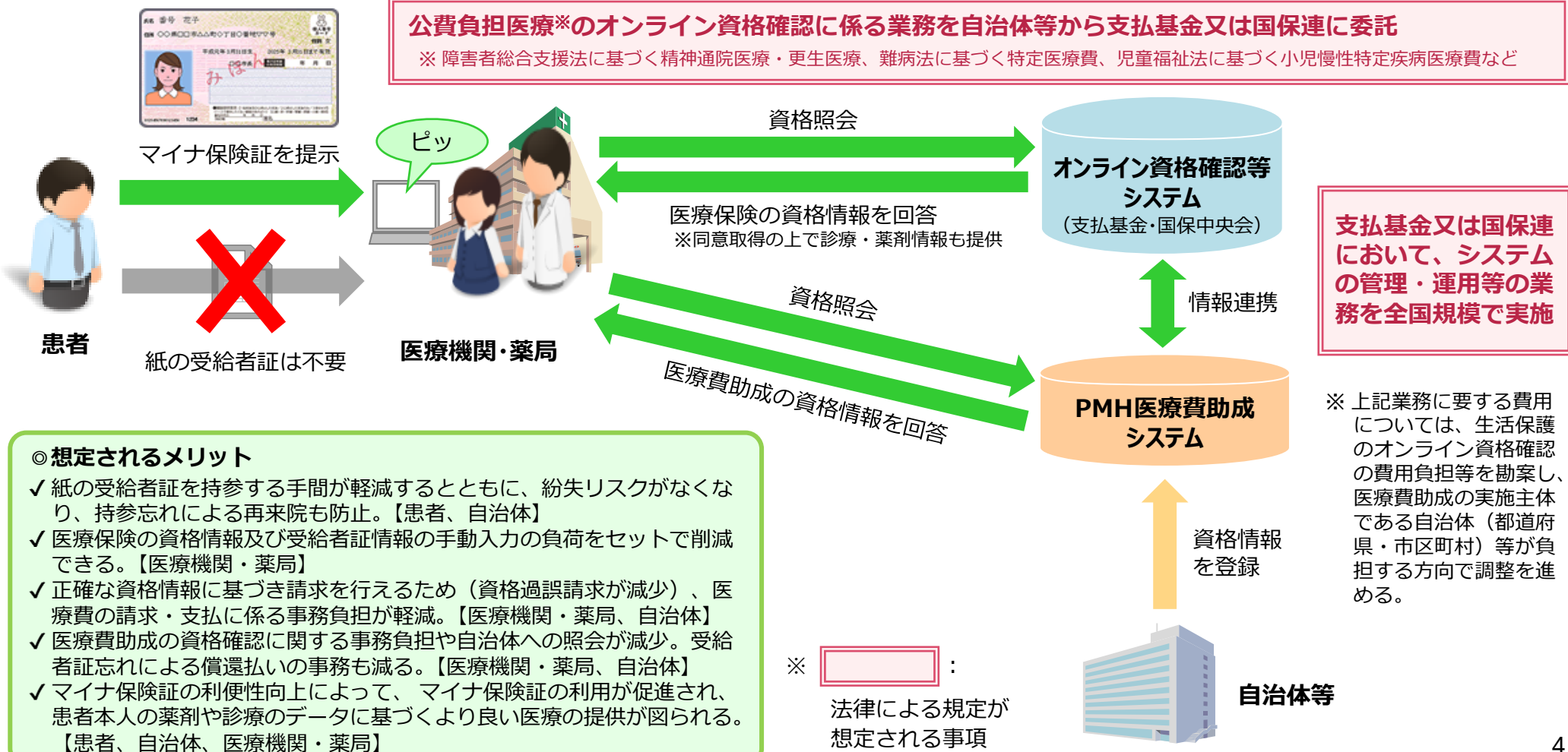
マイナンバーカードを活用した医療費助成の効率化の推進

第6回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省
推進チーム（令和7年1月22日）資料1

- ✓ マイナンバーカードを活用した医療費助成（公費負担医療・地方単独医療費助成）の効率化については、デジタル庁においてオンライン資格確認に必要なシステムが設計・開発・運用されるとともに、**令和5・6年度に183自治体（22都道府県、161市町村）が先行実施事業**に参加。
- ✓ メリットを全国規模で広げていくため、「医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日医療DX推進本部決定）」「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和6年6月21日閣議決定）」に基づき、**順次、参加自治体を拡大し、令和8年度中に全国規模での導入を目指す**。
- ✓ その上で、安定的な実施体制の整備のため、**支払基金又は国保連において、医療費助成のオンライン資格確認に係るシステムの管理・運用等の業務を実施する体制を整備**する（令和9年度より）

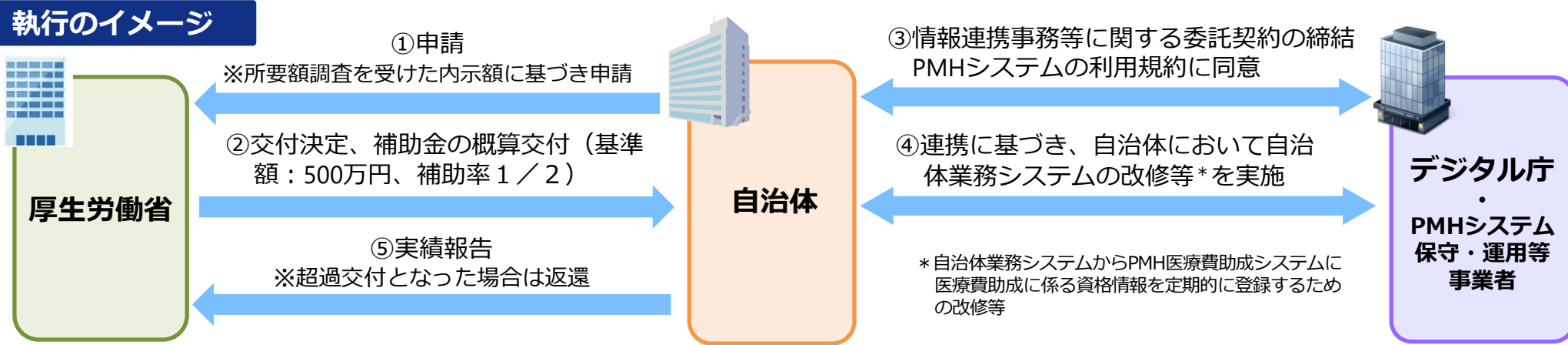
公費負担医療*のオンライン資格確認に係る業務を自治体等から支払基金又は国保連に委託

※ 障害者総合支援法に基づく精神通院医療・更生医療、難病法に基づく特定医療費、児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病医療費など



医療費助成オンライン資格確認自治体システム改修等事業補助金（地域診療情報連携推進費補助金）の概要

医療費助成（公費負担医療・地方単独医療費助成）のオンライン資格確認の導入に当たって必要となる自治体業務システムの改修等を支援するため、都道府県・市区町村に補助金を交付する。【30.5億円の内数】



- ✓ 補助金適正化法等の規定に基づき、指定都市・中核市以外の一般市区町村については、申請書等を都道府県に提出し、都道府県が取りまとめの上、厚労省に提出。
- ✓ 自治体においては、システム改修等に着手する前にPIA（特定個人情報保護評価）の対応を行う。また、地方単独医療費助成を対象にする場合は、地方単独医療費助成のオンライン資格確認に係る事務を個人番号利用事務とするために必要な措置を講じる。

システム改修等の対象となる医療費助成

区分		医療費助成
公費負担医療	障害者総合支援法	精神通院医療に係る自立支援医療費、更生医療に係る自立支援医療費、育成医療に係る自立支援医療費、療養介護医療費
	難病法	特定医療費
	児童福祉法	小児慢性特定疾病医療費、肢体不自由児通所医療費、障害児入所医療費
	母子保健法	養育医療
	感染症法	結核患者の医療、新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者の医療、新感染症外出自粛対象者の医療
	予算事業	肝炎治療特別促進事業による医療費助成、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業による医療費助成、特定疾患治療研究事業による医療費助成（2次交付で追加予定）
地方単独医療費助成		こどもの医療費に係る地方単独医療費助成、障害者の医療費に係る地方単独医療費助成、ひとり親家庭の医療費に係る地方単独医療費助成、その他の地方単独医療費助成

想定されるスケジュール

	1次交付	2次交付
所要額調査	3月	6月
基準額の内示	4月	7月
申請	4月～5月	7月～8月
交付決定	6月	8月～9月

※ スケジュールは変更があり得る。

医療費助成オンライン資格確認自治体システム改修等事業補助金（地域診療情報連携推進費補助金）
 想定されるスケジュール（イメージ）

		1 次交付	2 次交付
R 7 年	1 月	自治体向け説明会（1/28）	
	2 月	意向等調査（1/28～2/28）	
	3 月	所要額調査	
	4 月	基準額の内示	
	5 月	申請	
	6 月	交付決定	所要額調査
	7 月	システム改修等 ※デジタル庁及びPMHシステム保守・運用等事業者との連携に基づき、システム改修等を実施	基準額の内示
	8 月		申請
	9 月		交付決定
	10 月		システム改修等 ※デジタル庁及びPMHシステム保守・運用等事業者との連携に基づき、システム改修等を実施
	11 月		
	12 月	運用開始	
R 8 年	1 月	継続実施	
	2 月		
	3 月		運用開始
	4 月以降		実績報告（6月末まで）

◎ 意向等調査の内容

✓ 連絡調整担当部署の設定・登録

- ・ 都道府県：国・一般市区町村との連絡調整
- ・ 指定都市・中核市：国との連絡調整
- ・ 一般市区町村：都道府県との連絡調整

✓ 本補助金の申請に係る意向の回答

※補助金適正化法等の規定に基づき、指定都市・中核市以外の一般市区町村については、申請書等を都道府県に提出し、都道府県が取りまとめの上、厚労省に提出。

◎ システム改修の着手前に実施を要する事項

✓ PIA（特定個人情報保護評価）の対応

✓ PMHシステム等における情報連携事務等に関する委託契約の締結（自治体・デジタル庁間の契約）

✓ PMHシステムの利用規約への同意

※ 地方単独医療費助成を対象にする場合は、地方単独医療費助成のオンライン資格確認に係る事務を個人番号利用事務とするために必要な措置を講じる。

◎ 医療費助成のオンライン資格確認の実施に関する要件

✓ 管内の医療機関・薬局に対して、医療費助成のオンライン資格確認への対応や医療機関・薬局のシステム改修を支援する補助金の内容を周知

✓ システム改修等の後、医療費助成のオンライン資格確認を継続的に実施。